

項目	内容	関係条文
取扱い	4 保管容器として、飲食物の容器を使用してはならない。 ・具体的には、誤飲の恐れを避けるため、ビール瓶、牛乳瓶、ペットボトルなどの容器に保管することを禁止している。	法第11条第4項
事故の際の措置	1 毒物又は劇物が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出、又は地下にしみ込んだ場合において、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれのあるときは、直ちに、その旨を保健所、警察署又は消防機関に届けるとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じなければならない。	法第16条の2第1項
	2 毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失したときは、直ちに警察署に届けなければならない。	法第16条の2第2項
表示	1 毒物又は劇物の容器及び被包に、「医薬用外」の文字及び毒物について赤地に白色をもって「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもって「劇物」の文字を表示しなければならない。	法第12条第1項
	2 毒物及び劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならない。	法第12条第3項
廃棄	毒物又は劇物は、技術上の基準に従わなければ、廃棄してはならない。	法第15条の2
	1 中和、加水分解、酸化、還元、希釈、その他の方法により毒物又は劇物に該当しなくなるようにすること。	施行令第40条抜粋
	2 ガス体又は揮発性の毒物又は劇物は、少量ずつ放出又は揮発させること。	
3 可燃性の毒物及び劇物は、少量ずつ燃焼させること。		

## イ 県の機関における毒物及び劇物の適正な管理方法について

県の機関における毒物及び劇物の適正な管理体制及び管理方法等について、薬務室に確認したところ、次のとおりであった。

### (ア) 管理体制について

毒物又は劇物の「業務上取扱者」である県の機関は、毒物劇物営業者等と異なり「毒物及び劇物取締法」に基づく届出及び「毒物劇物取扱責任者」の設置義務はないものの、毒物及び劇物の「業務上取扱者」として、その危害防止の観点から毒物劇物営業者等と同等の管理体制が必要である。具体的には、自主的な規範として「毒物劇物危害防止規定」(注5)を作成し、毒物及び劇物の管理責任体制を明確にする必要があり、当該場所において取り扱われる毒物及び劇物の種類・量、取扱いの方法等の態様に応じ、具体的かつ詳細な内容とすべきである。また、当該規定の中で定めた毒物劇物管理責任者が、管理簿、自己点検表及び毒物劇物の取扱方法を定期的に確認し、異常が認められた時は速やかに必要な措置を行い、必要な指示に従事者に与えるなどの業務を行うのが適当である。県の機関には、住所の異なる複数の部署で毒物又は劇物を管理している場合があるが、毒物又は劇物による危害を防止するためには、その取扱い又は保管行為のある場所ごとに、盗難・紛失防止対策、流出等の防止措置及び事故に対する対応が講じられる必要がある。

(注5)「毒物劇物危害防止規定」(昭和50年11月6日付け厚生省薬務局安全課長及び同局監視指導課長通知)

#### 1 危害防止規定の目的及び性格について

危害防止規定は、毒物劇物製造所等における毒物又は劇物の管理・責任体制を明確にし、もつ



て毒物又は劇物による保健衛生上の危害を未然に防止することをねらいとした、事業者の自主的な規範であること。

## 2 危害防止規定の記載事項について

(1) 危害防止規定は、当該製造所等において取扱われる毒物及び劇物の種類・量、取扱いの方法等の態様に応じ、具体的、かつ、詳細な内容になるように作成すること。なお、毒物及び劇物の運搬車など製造所等以外の事項にわたる内容であっても差し支えないこと。

(2) 危害防止規定の記載事項には、毒物及び劇物の管理・責任体制を明確にし、毒物及び劇物による危害防止の目的を達成しうるよう、下記の基本的な事項が記載されていなければならないこと。なお、危害防止規定に付随してそれぞれの基本的事項について、規定を具体的に実施するために必要な細則を定めること。

ア 毒物及び劇物の貯蔵又は取扱いの作業を行う者、これらの作業に係る設備等の点検・保守を行う者、事故時における関係機関への通報及び応急措置を行う者の職務及び組織に関する事項

イ 毒物及び劇物の貯蔵又は取扱いに係る作業の方法に関する事項

ウ 毒物及び劇物の貯蔵又は取扱いに係る設備等の点検の方法に関する事項

エ 毒物及び劇物の貯蔵又は取扱いに係る設備等の整備又は補修に関する事項

オ 事故時における関係機関への通報及び応急措置活動に関する事項

カ 毒物及び劇物貯蔵又は取扱いの作業を行う者及びこれらの作業に係る設備等の保守を行う者並びに事故時の応急措置を行う者の教育及び訓練に関する事項

キ その他、保健衛生上の危害を防止するために遵守しなければならない事項

### (イ) 管理方法について

薬務室は、毒物及び劇物の管理方法については、保管管理の適正化を図るため、管理台帳等を作成することが、盗難・紛失防止及び検証、改善につなげる観点から重要であるとして、「毒物劇物監視指導要領」に定めている。

具体的には、管理台帳等に毒物・劇物の受入量、払出量、在庫量、払出者及び責任者の承認欄等を設け、記録保存するとともに、日常及び定期的な自己点検表を作成し、それに基づく点検が必要であるとしており、これを「業務上取扱者」の自主的な規範である「毒物劇物危害防止規定」の内容として記載されるべき事項であるとしている。

## 3 産業廃棄物の処理等に係る委託契約について

毒物及び劇物の使用に当たり、試験研究や実験実習等を行った後の廃液等の処分を産業廃棄物処理業者に委託して行う場合があるが、この場合の適正な契約方法等について、環境部環境対策局産業廃棄物対策室に確認したところ、廃液等の処分については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定に基づき、排出事業者の責務として適正に行うことが必要であるということであり、その内容は、次のとおりであった。

### ① 処理委託する廃棄物の種類・区分の決定をすること

- ・外観、性状から汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ等の種別を判断する。
- ・危険性、有害性等のあるものは、特別管理産業廃棄物に区分する。
- ・特別管理産業廃棄物を排出する場合は、資格を有する特別管理産業廃棄物管理責任者を置き、法定事項を記載する帳簿を整備し、1年ごとに取りまとめて5年間保存する。

### ② 当該種類・区分に係る処分業の許可を持つ業者を選定すること

- ・薬品納入業者や各県の産業廃棄物協会などから情報を取得する。
- ・事前に、処理施設や処理状況等の確認を行うことも必要である。



- ③ 排出元、処分先の双方の所在地において当該種類・区分に係る収集運搬業の許可を持つ業者を選定すること
- ・許可内容について、許可証の写しなどで確認する必要がある。
- ④ 委託する処分業者、収集運搬業者のそれぞれと書面で契約すること
- ・契約書には法定事項が漏れなく記載されていなければならない。
  - ・性状やその変化など取扱に関する情報提供を行う。
  - ・契約書は5年間保存する。
- ⑤ 廃棄物を収集運搬業者に引き渡す都度、マニフェストに必要事項を記載して交付し、収集運搬業者が確認署名したA票の返却を受けること
- ・マニフェストに法定事項を漏れなく正確に記載する。
  - ・マニフェストは、廃棄物の種類ごと、処分先ごとに交付する。
- ⑥ 処分業者までの運搬が完了したことをB2票の返送により、中間処理が完了したことをD票の返送により、最終処分が完了したことをE票の返送により確認し、A票を含め5年間保存すること
- ・返送されたマニフェストに、返送期日を記載する。
  - ・マニフェストが法定期間内に返送されない場合は、県知事に報告する。
- (B2票、D票：90日以内(特別管理産業廃棄物は60日以内)、E票：180日以内)

### 第3 監査の結果

#### 1 県全体の状況

平成17年度及び平成18年度の県全体の「毒物・劇物の管理」について、提出された監査調査書をまとめた結果は、次のとおりである。

#### (1) 毒物・劇物の取扱い機関等の状況

県全体において、毒物・劇物を取扱っている機関を部局別にみると〔表1〕のとおりとなっている。本庁では、警察本部の1部のみが取扱っており、該当は、刑事部鑑識課及び科学捜査研究所である。地方機関では、198機関のうち138機関(69.7%)が取り扱っており、主な取扱機関は、地域事務所(総務部)の厚生環境局や農林局等、保健環境センターや工業技術センター等の試験研究機関(政策企画部)、大学(県民生活部)、県立病院(福祉保健部)、農業技術指導所(農林水産部)、水道事務所(公営企業部)及び県立学校(教育委員会)である。

〔表1〕部局別の毒物・劇物の取扱いの状況

部局	該当の有無			部局	該当の有無		
	本庁	地方機関の内訳			本庁	地方機関の内訳	
		機関数	該当機関数			機関数	該当機関数
出納長室	—	—	—	土木部	—	—	—
総務部	—	11	7	都市部	—	—	—
政策企画部	—	8	8	空港港湾部	—	2	0
地域振興部	—	—	—	公営企業部	—	4	4
県民生活部	—	2	1	教育 県立学校	—	104	103
環境部	—	—	—	委員会 その他	—	15	3
福祉保健部	—	13	8	警察本部	1	28	0
商工労働部	—	6	0	行政委員会等	—	—	—
農林水産部	—	5	4	合計	1	198	138



## (2) 各部における地方機関の指導状況

総務部によると、県全体の「毒物・劇物の管理」に係る管理状況や課題等の把握については、『業務室において、「毒物及び劇物取締法」に基づき、毒物劇物販売業・製造業登録事務や毒物劇物の販売業者、製造業者又は業務上取扱者等に対する取締指導などの業務を行っている。なお、当該業務の中で届出不要業務上取扱者に対する監視指導も実施しており、これに該当する県の関係機関についても、業務室において引き続き監視指導していくこととしている。』ということであった。また、毒物・劇物を取り扱う地方機関を所管する部局に対し、「毒物・劇物の管理」について、各部局における地方機関の指導状況を確認したところ、具体的な指導内容等は、【表2】のとおりとなっていた。

「毒物・劇物の管理」に当たっての指導状況は、各部によって異なっており、事業者としての「広島県」を組織的に統括して指導する部署については、必ずしも明確になっていない。

【表2】各部における地方機関の指導状況

部局	主な地方機関等	指導対象機関	指導方法	指導内容
総務部	地域事務所	指導を行ったことはない。		
政策企画部	試験研究機関	試験研究機関	電子メール	「広島市衛生研究所職員による人体に影響のある薬物の持出し事件」を受け、毒物及び劇物の保管状況の確認、管理の徹底などの注意喚起（平成18年2月）
県民生活部	県立大学	各キャンパスを所管する保健所に指導を依頼する予定		
福祉保健部	県立病院他	指導を行ったことはない。		
農林水産部	農業技術指導所他	農業技術指導所	通知文	平成18年度組織再編により生じる毒物劇物の適正な廃棄（平成18年1月18日）
			口頭	組織再編に伴う管理体制・事故時の措置に関連するマニュアルの整備及び法令に基づく保管等の徹底
		農業技術大学校	口頭	法令に基づく保管等の徹底
		家畜保健衛生所	通知文	毒物及び劇物の適正な管理（平成10年8月10日）（※現在は総務部の所管）
公営企業部	水道事務所他	水道事務所、水質管理センター	通知文	工業用薬品の取り扱い（平成17年7月20日）
教育委員会	県立学校他	県立学校	通知文	毒物及び劇物の適正な保管管理等（平成10年8月12日）、（平成10年11月5日）、（平成14年4月4日）、（平成16年4月14日）
			調査	毒物及び劇物に係る保管管理状況（平成10年度、平成12年度、平成16年度）

## (3) 管理部署ごとの保管物質の状況

各機関においては、地域事務所における農林局及び厚生環境局、県立広島大学の広島、庄原、三原の各キャンパス、県立学校の定時制及び分校等のように、機関によっては、複数の部署において、毒物・劇物を管理している場合があるため、各機関の管理部署ごとに状況を



整理した。

### ア 保管物質の状況

毒物・劇物の管理部署ごとの保管物質の状況は、〔表3〕のとおりとなっている。保管物質数は、各専用保管庫ごとの延べ物質項目数である。

毒物・劇物の保管物質数は、教育委員会、政策企画部において、多くなっている。毒物・劇物の用途の主な内容は、教育委員会の県立学校における理科等の実験実習用に係るものや政策企画部の試験研究機関の試験研究用に係るものである。

〔表3〕管理部署ごとの保管物質の状況

部 局	管 理 部署数	専 用 保管庫数	保 管 物 質 数				
			毒 物	劇 物	特定毒物	合 計	
総務部	11	49	89	438	8	535	
政策企画部	12	152	114	1,201	7	1,322	
県民生活部	3	51	48	566	0	614	
福祉保健部	9	17	14	102	0	116	
農林水産部	5	10	0	65	0	65	
公営企業部	8	27	18	89	0	107	
教 育 委員会	県立学校	111	327	245	3,599	0	3,844
	その他	3	4	10	59	0	69
警察本部	2	3	15	75	0	90	
合 計	164	640	553	6,194	15	6,762	

「毒物及び劇物取締法」では、工業その他の業種・学術目的あるいは一般家庭で使用されている化学物質の中でも毒性等に基づく保健衛生上の危害の防止が必要なものについて、毒性の強い物を毒物に、これに準じて規制する必要がある物を劇物に、毒性のうち特に著しい毒性を有するものを特定毒物に指定して、それらの取扱い等について必要な規制を行っている。県全体の保管物質のうち、主な物質の専用保管庫数の状況は、〔表4〕のとおりとなっている。

〔表4〕主な物質の専用保管庫数

区分	物 質 名	専用保 管庫数	物 質 名	専用保 管庫数
毒物	水銀	100	弗化水素	36
	水銀化合物及びこれを含有する製剤	82	砒素化合物及びこれを含有する製剤	34
	アジ化ナトリウム及びこれを含有する製剤	50	セレン化合物及びこれを含有する製剤	23
	黄 <sup>おう</sup> 燐	39	弗化水素を含有する製剤	17
	無機シアン化合物及びこれを含有する製剤	39	シアン化ナトリウム	13
劇物	水酸化ナトリウム	264	ホルムアルデヒド	166
	メタノール	249	過酸化水素	162
	硫酸	234	塩化水素	158
	水酸化カリウム	211	アンモニア	157
	硝酸	185	クロロホルム	157
特定 毒物	ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト	5	ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト	5



## イ 不用品の状況

管理部署ごとの保管物質の状況は、〔表3〕のとおりであるが、この保管物質のうち、当分の間使用していないまま保管しているものや、今後、使用する見込みが無いにも拘らず、毒物・劇物を保管している状況があった。その状況は、〔表5〕のとおりとなっており、県全体の保管物質6,762物質のうち、619物質(9.2%)は、使用見込みのないものであった。

〔表5〕 管理部署ごとの不用品の保管状況

部 局	管 理 部署数	専用保 管庫数	保管物質のうち不用品		
			毒物	劇物	合計
総務部	11	49	11	38	49
政策企画部	12	152	22	184	206
県民生活部	3	51	1	32	33
福祉保健部	9	17	4	24	28
農林水産部	5	10	0	0	0
公営企業部	8	27	2	22	24
教 育	県立学校	111	43	225	268
	委員会 その他	3	0	1	1
警察本部	2	3	0	10	10
合 計	164	640	83	536	619

### (4) 毒物・劇物の管理体制等

毒物・劇物を適正に管理するに当たっての、管理部署ごとの「毒物劇物危害防止規定」（「毒物劇物の取扱要領（マニュアル）等」）の制定、「管理方法等」、取扱いに係る「職員研修の実施」、「事故の際の措置」及び「保管場所及び専用保管庫等」の状況は、次のとおりとなっている。

#### ア 「毒物劇物危害防止規定」の制定

「毒物劇物危害防止規定」の制定の状況は、〔表6〕のとおりとなっており、164部署のうち、125部署(76.2%)において制定されているが、各部署における毒物・劇物の物質数、使用の頻度及び用途等により「毒物劇物危害防止規定」に定めている内容は、それぞれ異なっていた。

また、39部署(23.8%)においては制定されておらず、特に、教育委員会の県立学校は、111部署のうち、31部署(27.9%)において制定されていなかった。

〔表6〕 毒物劇物危害防止規定の制定

部 局	管 理 部署数	毒物劇物危害防止規定		
		有り	無し	
総務部	11	10	1	
政策企画部	12	12	0	
県民生活部	3	2	1	
福祉保健部	9	8	1	
農林水産部	5	5	0	
公営企業部	8	8	0	
教 育	県立学校	111	80	31
	委員会 その他	3	0	3
警察本部	2	0	2	
合 計	164	125	39	



## イ 管理方法等

毒物・劇物の日々の管理の状況は、【表7】のとおりとなっており、164部署のうち、159部署（97.0%）において、管理台帳等により行っていたが、5部署は、管理台帳等によらず、現物による管理であった。

管理台帳等の項目や管理方法は、各部署における毒物・劇物の物質数、使用の頻度及び用途等により、それぞれ異なっていた。

「管理方法等」のうち「その他」は、物質の使用量の管理を制御用計算機により行っているものや、使用するときには台帳等で管理せず、月末に物質の在庫量の管理をすることにより行っているものなどである。

【表7】毒物・劇物の管理方法等

部 局	管 理 部署数	管理方法等				
		台帳	その他	台帳及び その他	現物	
総務部	11	11	0	0	0	
政策企画部	12	11	1	0	0	
県民生活部	3	3	0	0	0	
福祉保健部	9	7	1	0	1	
農林水産部	5	5	0	0	0	
公営企業部	8	1	4	3	0	
教 育	県立学校	111	99	9	0	3
	委員会	3	1	1	0	1
警察本部	2	1	1	0	0	
合 計	164	139	17	3	5	

(注) 複数の保管場所で管理している場合は、主な管理方法である。

## ウ 職員研修の実施

「毒物・劇物の管理」は、各部署において「毒物劇物危害防止規定」を制定したり、管理台帳等で使用状況の管理をすることなどにより行われていたが、これらの内容や、事故等が起こった場合の措置等の取扱いに係る職員研修の実施については、【表8】のとおりとなっており、164部署のうち60部署（36.6%）の実施に留まっていた。

【表8】職員研修の実施状況

部 局	管 理 部署数	職員研修		
		実 施	未実施	
総務部	11	9	2	
政策企画部	12	10	2	
県民生活部	3	1	2	
福祉保健部	9	0	9	
農林水産部	5	4	1	
公営企業部	8	8	0	
教 育	県立学校	111	27	84
	委員会	3	1	2
警察本部	2	0	2	
合 計	164	60	104	



## エ 事故の際の措置

毒物又は劇物が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出、又は地下にしみ込んだ場合において、不特定又は多数の者に保健衛生上の危害が生ずるおそれがある時は、直ちに、その旨を保健所、警察署又は消防機関に届けるとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じなければならず、また、盗難にあい、又は紛失した時は、直ちに、その旨を警察署に届けなければならないとされている。

このような毒物・劇物による事故等が起こった場合の緊急時の対応については、「毒物劇物危害防止規定」などにより定められているが、事故の際の届出の定め及び各保管物質に応じた応急措置の定め状況は、〔表9〕のとおりである。

事故の際の届出については、緊急連絡網などにより164部署のうち、134部署（81.7%）において、定められていたが、各部署において保管する物質に応じた緊急時の具体的な応急措置の定めについては、42部署（25.6%）に留まっていた。

〔表9〕毒物・劇物の事故の際の措置

部 局	管 理 部署数	事故の際の 届出の定め		各保管物質に応じた 応急措置の定め	
		有り	無し	有り	無し
総務部	11	10	1	7	4
政策企画部	12	12	0	0	12
県民生活部	3	2	1	0	3
福祉保健部	9	7	2	4	5
農林水産部	5	5	0	0	5
公営企業部	8	8	0	8	0
教 育	県立学校	111	89	22	89
	委員会 その他				
警察本部	2	1	1	1	1
合 計	164	134	30	42	122

## オ 保管場所及び専用保管庫等の状況

毒物・劇物の保管は、専用保管庫等により行っており、管理部署ごとの専用保管庫等が置かれている部屋、専用保管庫及び保管容器の状況は、〔表10〕のとおりである。

「保管場所」の「部屋数」は、屋内の部屋数を表し、主なものは、各種研究室、実験室及び準備室などであるが、水道事務所（公営企業部）において、水道用水調整用の物質をFRP（注6）製のタンクにより、屋外において保管している場合もあった。

専用保管庫の主なものは、材質がスチール製やステンレス製の保管庫、戸棚及び冷蔵庫などであり、大きさは、保管場所や保管物質の状況により異なっていた。また、造りつけとなっている場合や薬品庫などのように部屋自体を専用保管庫としている場合もあった。

毒物・劇物を保管する場合は、盗難、紛失を防ぐのに必要な措置を講じなければならないとされており、専用保管庫が置かれている保管場所は、400部屋のうち、396部屋（99.0%）において、鍵がかかる措置がされていた。また、専用保管庫についても、640保管庫のうち、631保管庫（98.6%）において、鍵がかかる措置がされており、盗難、紛失を防ぐための措置は、概ね適正であった。

### 〔注6〕「FRP」

グラスファイバ（ガラス繊維）などの繊維をプラスチックの中に入れて強度を向上させた繊維強化プラスチックのこと。



〔表10〕毒物・劇物の保管場所等の状況

部 局	管 理 部署数	保 管 場 所			専用保管庫			保管容 器の数	
		部屋数	部屋の鍵		専用保 管庫数	専用保管庫の鍵			
			有り	無し		有り	無し		
総務部	11	29	29	0	49	49	0	1,988	
政策企画部	12	96	94	2	152	147	5	5,024	
県民生活部	3	43	43	0	51	51	0	1,026	
福祉保健部	9	16	16	0	17	17	0	392	
農林水産部	5	7	7	0	10	10	0	366	
公営企業部	8	7	7	0	27(13)	25	2	405	
教 育	県立学校	111	197	195	2	327	325	2	10,509
	委員会	3	3	3	0	4	4	0	319
警察本部	2	2	2	0	3	3	0	317	
合 計	164	400	396	4	640	631	9	20,346	

(注) 「専用保管庫数」は、薬品庫などのように部屋自体が専用保管庫となっている場合を含む。

(注) 公営企業部の「保管場所」の「部屋数」には、屋外の場所数を含まない。

(注) ( ) 内は、専用保管庫数の内数であり、水道用水調整用の物質を保管しているFRP製のタンク数

#### カ 転倒防止の措置

地震等の災害に対する対策として、毒物・劇物の保管庫を床等に固定したり、保管庫の棚から保管容器が転落するのを防止するための枠を設ける等の措置を講じておく必要があるが、各部署における専用保管庫及び保管容器の転倒防止の措置の状況は、〔表11〕のとおりである。

専用保管庫等の転倒防止は、164部署の640保管庫のうち、造りつけの保管庫を含めると、266保管庫(41.6%)について措置されていたが、374保管庫(58.4%)については、措置されていなかった。また、専用保管庫内の保管容器の転倒防止は、627保管庫(水道事務所の専用保管庫(FRP性のタンク13基)は除く)のうち、354保管庫(56.5%)について措置されていたが、273保管庫(43.5%)については、措置されていなかった。

〔表11〕管理部署ごとの転倒防止の措置の状況

部 局	管 理 部署数	専用保 管庫数	専用保管庫の転倒防止措置			保管容器の転倒防止措置 (専用保管庫ごと)		
			有り	造りつ け等	無し	有り	無し	
総務部	11	49	9	2	38	29	20	
政策企画部	12	152	75	8	69	86	66	
県民生活部	3	51	9	1	41	39	12	
福祉保健部	9	17	5	3	9	7	10	
農林水産部	5	10	5	1	4	3	7	
公営企業部	8	27(13)	15(13)	0	12	6	8	
教 育	県立学校	111	327	115	15	197	181	146
	委員会	3	4	1	1	2	2	2
警察本部	2	3	1	0	2	1	2	
合 計	164	640	235	31	374	354	273	

(注) ( ) 内は、専用保管庫数の内数であり、水道用水調整用の物質を保管しているFRP製のタンク数